《研究ノート》

(294)

商法典 九世紀ハンガリーにおける

田 理 恵 子

lmi tōrvény 1875. XXXIII. tv.)′ である。

上

革 するまでには時間がかかりそうである。 夥しい個別法規の制定、 さらに長い時間と地道な作業が必要なのが現状である。 刻も早く加盟し、「西側」の仲間入りすることが急がれる反面、 や年報で知り得る限り、 おける体制転換が進行している。一九八九年の劇的な政治改 から六年、 いし呼応するかたちでいわゆる「東欧」すなわち旧社会諸国 3 ī . ロ ッ バ 隣接地域で華々しく宣伝されている欧州連合へ一 の政治経済面では現在、 東欧における一連の法制改革は概して 改廃の連続であって、法的安定が実現 欧州連合の充実化と並行 法律集

じられている。 民営化ないしそのほかの形態への変更をさだめた法律もすでに 法案が秋までに起草段階を終了し、 護まで配慮されているということである。 体制転換が起こった一九八九年、ハンガリーでは新し 定されている。 商行為への国家による独占や規則が配され、消費者保 それによると、 さらに最近では、 新法案には商取引の自由 公開討議にはいることが報 一九八八年に会社法 ほかに、 国営企業の uが原則 い商事

> とができる。すなわち一八七五年制定の商法典 その中で部分的とはいえ、例外的にオーストリア=ハンガリー いる諸法令には一九八〇年代のものが圧倒的に多い。ところが、 合法(Szōvetkezeti tōvrény 1992.1 tv.)が制定され (Gazdasági társaságok 1988. IV. tv.)、一九九二年に協 |重君主国時代(一八六七~一九一八年)の制定法を認めるこ 九九〇年から九三年版ハンガリー現行法規集に収録されて (Kereskede ている。

在が望まれるようになったからである。 則からある程度容易に法律行為の予測をもたらす統一法典の存 対応しきれず、 したことは周知の通りである。この大転換に従来の法令集では 造の転換を伴う規模での経済発展が逐次ョーロッパ諸国で進行 かつ具体的な必要があったことである。 纂に特徴的であったのは、商工業の発展を保障するという早急 も一貫した論理体系の構築が目的とされたが、さらに商法典 知られる。一般私法典編纂における場合と同様、 法制史上、一九世紀ヨーロッパは法典編纂活動の時代とし 円滑な商取引が保障されるために、一般的な原 産業革命以降、 商法におい 社会構

を与えている。 ことは、 ルク帝国の支配下にあったことが法典編纂過程で決定的な影響 これに加えて当時の後進開発地域に属していたこと、 ニーの提示した「民族精神」 悲惨な経験を経たハンガリーには、(3) 商取引の発達によって法制度の整備が急がれ ハンガリーにおける法典編纂においても同様である。 さらに、民族主義運動、 の意識がことのほか強かったの 法典編纂に際してもサ 一八四八年の独立戦争 るように プスブ なっ

の

1

検討してみたい。のか、商法典編纂の過程を通して可能なかぎりこれらの問題をのか、商法典編纂の過程を通して可能なかぎりこれらの問題を請と、これらの民族主義的要素とどのように調整されていったではないかと推察される。商法における法制度の画一化への要

1 一九世紀以前の法状況の概略

引の実現が著しく妨げられていた。 引の実現が著しく妨げられていた。 引の実現が著しく妨げられていた。 引の実現が著しく妨げられていた。 引の実現が著しく妨げられていた。 引の実現が著しく妨げられていた。 引の実現が著しく妨げられていた。 引の実現が著しく妨げられていた。 引の実現が著しく妨げられていた。 別の実現が著しく妨げられていた。 別の実現が著しく妨げられていた。 別の実現が著しく妨げられていた。 別の実現が著しく妨げられていた。 別の実現が著しく妨げられていた。 別の実現が著しく妨げられていた。

年諸法は注目に値する。

本格的に行われるようになった時期の一成果として、一八四○

態に因るところが大きかった。きるものの、いずれも挫折しているのは、こうした法の分散状きるものの、いずれも挫折しているのは、こうした法の分散状が、マリア=テレジアの時代に遡ることがで

2 一八四〇年法の成立

るものも数多い。それでも、はじめて法制度の整備への動きがむしろ民法、組合法、労働法、特許法などに属すると認められた。。商事部門の立法としては、一八四〇年法律一五号としてれる。商事部門の立法としては、一八四〇年法律一五号としている。商事部門の立法としては、一八四〇年法律一五号としている。商事部門の立法としては、一八四〇年法律一五号としている。にのほか、同じ年に数多くの夥しい個別諸法の集まりであって、これら一連の法律は、あくまで個別諸法の集まりであって、これら一連の法律は、あくまで個別諸法の集まりであって、これら一次四九年ハンガリー独立戦争の敗北までのこの時期は、政一八四九年ハンガリー独立戦争の敗北までのこの時期は、政

手形法の起草のために組織された委員会の構成からも、全国手形法の起草のために組織された委員会の構成からも、全国が規模での法適用が目指されていることがうかがえる。まず漸的規模での法適用が目指されていることがうかがえる。まず漸的規模での法適用が目指されていることがうかがえる。まず漸的規模での法適用が目指されていることがうかがえる。まず漸

げられただけではない。一八四○年の諸法も発効を停止され、念を余儀なくされ、立法活動も停止する。新たな立法活動が妨強行した。この体制のもとで、ハンガリーにおける諸改革は断四八年までのメッテルニヒ体制を彷彿とさせる保守反動政府を四八年までのメッテルニヒ体制を彷彿とさせる保守反動政府を「改革の時代」はハンガリー独立戦争の失敗と同時に終わる。「改革の時代」はハンガリー独立戦争の失敗と同時に終わる。

商法(一八五三年)が導入され、こうした状態が一八六〇年まかわってオーストリア民法、民事訴訟法(ともに一八五二年)、

enz)が開催され、ハンガリーにおける適用法規の整備が行わ し続けることが定められた。メ、軍事境界地域ではしかし、 れることとなった。トランシルバニア、クロアチア、フィウー れた。ここで、一八四〇年の商法が復活し、主要地域に適用さ 一八六〇年と六一年に法務官庁会議 引き続きオーストリア法を適用 (Judexkurialkonfer-

3 オー ス ١ IJ ァ 、=ハンガリー二重君主国体制と商事立

gleich)と呼ばれる協定が成立した。これによって、ハンガリ それぞれが独自の憲法、 分としては、まずオーストリア皇帝がハンガリー国王を兼ねた の二つの部分からなる二重君主国となった。両国に共通する部 ガリー王国すなわち「ライタ川以東地域」(Tansleithanien) 帝国すなわち「ライタ川以西地域」(Cisleithanien)と、 オラ、イストリア、 国はオーストリア、ボヘミア、モラピア、スロペニア、カルニ メから構成されるハンガリー王国が認められ、ハプスブルク帝 ー、トランシルバニア、クロアチア、スラヴォニア、フ (2)||一八六七年にオーストリアとハンガリーの間で和協 なるべく帝国の両半分で共同してあたるのが望ましいとさ ガリチアによって構成されるオーストリア 財政。 また、 政府、 法律を有したことである。 さら 異なる部分として重要なのは イウー (Aus-

> schaftliche Ausgleich) と呼ばれ、 られる。この第三の分野は一般に「経済面での和協」、(Wirt がある。このうち主要な項目には関税、 こに、オーストリアとハンガリーの「経済共同体」(Wirt 適宜協定によって取り決められるべきであるとされた部門 定期的に更新された。 商取引、 交通等が挙げ ح

schaftsgemeinschaft)が誕生することとなった。

かで最も成功した国となった。(6) 車がかかり、当時のヨーロッパにおけるいわゆる後進諸国のな 基幹産業が農業であることに変わりはなかったが、工業化に拍 これをとくにライタ川以東地域にとってみれば、ハンガリー 経済面に限ってみると、一定の成果が認められる。少なくとも この時期に帝国の両方の部分で経済発展が実現したからである。 和協のもたらした効果についてはさまざまであるが、これを(5)

-か、鉄道法(一八七四年)、営業法(一八八四年)、商標法(一 要な法律が成立したのも二重君主国の時代である。 商業登記法(一九〇八年)、小切手法(一九〇八年)等。 八九〇年)、特許法(一八九五年)、信用組合法(一八九八年)、 された商法典、続いて手形法(一八七六年)と破産法(一八八 事・経済分野の諸立法についてみると、まず一八七五年に制定 年)。この三つの法典を併せて統一商法典とされる。 ハンガリーで法典編纂ないし立法活動が重視され、 多くの主 このほ

である。和協以降、オーストリアは無論のこと、ウィーンを経券取引が一般に普及するようになるのは一八八〇年以降のこと ア=ハンガリーの経済共同体の成果である。そもそも、 小切手法を例にとると、 明らかにこの立法実現はオーストリ

こととなる。

中国では、また可能であるか?」であり、ドイツ法、オーストリましく、また可能であるか?」であり、ドイツ法、オーストリを済界を中心に意欲的かつ集中的に取り組まれ、国内政策との経済界を中心に意欲的かつ集中的に取り組まれ、国内政策との経済界を中心に意欲的かつ集中的に取り組まれ、国内政策との経済界を中心に意欲的かつ集中的に取り組まれ、国内政策との経済界を中心に意欲的かつ集中的に取り組まれ、国内政策との経済界を中心に意欲的かつ集中的に取り組まれ、国内政策との経済界を中心に意欲的かつ集中的に取り組まれ、国内政策とのを議さらには国立郵便貯金局といった大銀行の活動により、有価証さらには国立郵便貯金局といった大銀行の活動により、有価証さらには国立郵便貯金局といった、国際間の大規模な商取引のもとで、とくにオーストリア=ハンガリー銀行の活動により、第一次により、1000円の活動により、10

4 一八七五年商法典

(4―1) 成立事情と一般的特徴

通過していることになる。 ン(Apáthy István)に委託された。三年後には法案が議会を商法典の起草は、ブタペスト大学教授アパシー=イステファ

外を除いて、これ以降ドイツ法を模範とした商法に統一されるランス法ないしイタリア法が通用していたが、ごくわずかの例れた。歴史上、ハンガリーの主要地域で圧倒的に強い影響を及れた。歴史上、ハンガリーの主要地域で圧倒的に強い影響を及れた。歴史上、ハンガリーの主要地域で圧倒的に強い影響を及れた。歴史上、ハンガリーとであったし、地域によってはフロッス法ないしイタリア法が通用と受け入れることが表明された。歴史上、ハンガリー法曹大会および全国の商工会社が企業を除いて、これ以降ドイツ法で通りに対した。

なぜドイツ法に倣うことになったのか。

では、

している。 していた。 は一八九七年に商法典が成立するまた。 はにわたって導入され、北ドイツ連邦成立後は連邦法とし がは、 となっていた。 オーストリアでも、海商法を除 でドイツ・ でドイツ・ でドイツ・ でドイツ・ でドイツ・ でドイツ・ では、 でいる。 はにのたって導入され、北ドイツ連邦成立後は連邦法とし ののとに導入され、北ドイツ連邦成立後は連邦法とし のののでは、 ののでは、 のの

計られている(一八六七年一二月二四日制定法一二条)。次に、(28) 相手国は何よりもオーストリア、ドイツであったことである。 統一商法典編纂を要請したのは法律家とともに商人層であった リーとオーストリアの間で商工業者の取扱を同一にすることが リアがドイツ法を導入していたこと。和協に際しても、 然なことだったと考えられる。理由としては、まず、 には商人一般、商事会社、商業登記簿、支配人、使用人、共同 が、ここには多数のドイツ人がいた。さらに、経済、 一五七条までを含む。 部商人および商事会社と第二部商行為とに分かれる。第一部 当時の商取引の実際を考えてみれば、 一八七五年法律三七号として成立したハンガリー商法は、第 仲立営業が規定されている。 運送取扱営業、運送業、公的倉庫営業、保険営業 合資会社、株式会社、 第二部には、商事会社一般、売買、 共同組合に関する規定第一から ハンガリーの選択は当 商取引の オースト ハンガ

るが、単なる模倣や翻訳では決してないこともしばしば強調さ、ハンガリー商法はたしかに一般ドイツ商法典を模範としてい

1月号

れる。 ドイツ法とは異なった規定の仕方をしているところがいくつか 人指図の定義)、 みられる。ドイツ法の基礎概念自体の拡大や修正 ている。 まず、ハンガリーの経済事情ないし発達にあわせ 他の個別法規との調整をはかった変更もみら (商行為や商

たしたことが頻繁に指摘されている。(※) 法の欠缺が高度に補充されていき、事実上の法改正の役割をは 約などのように一般ドイツ商法典にはみられない、もしくは全 く独自に設けられている制度もある。また、 このほか、 出版営業、 倉庫営業、 後述する協同組合、 裁判実務によって 保険契

平成8年(1996年)

民法は裁判実務による判例の蓄積として発達するのである。 当時統一民法典が存在していなかったことである。民法典編纂 基礎とされ、ザクセン民法等によって補強された。 rvénykōnyv 1959. VI. tv.)の成立まで統一法典は存在せず、 のため、 は繰り返し試みられたものの、一九五九年民法(Polgári To ンガリー商法典においてさらに特徴的であったことには、 商行為の総則規定には、 個別に存在していた債権法が そ

schaft auf Aktien)と匿名組合(Stille Gesellschaft)を取り nytársaság/Aktiengescllschaft)、そして組合の四種類であ éti társaság/Kommanditgesellschaft)' ている。 (4―2) 会社法と協同組合(szōvetdezet/Genossenschaft) (közkereseti társaság/Offenc Gesellschaft)、 合資会社(bet 一八七五年商法典は第六一から二五四条までを会社法に当て イツ法にみられる株式合資会社(Kommanditgesell ここで予定されている会社の設立形態は、合名会社 株式会社(részvé

> 入れなかったことを除けば、合資、 合名、 株式会社に関する諸

から強く要請されてきたからにほかならない。 は った。にもかかわらず、このような会社法を定めたということ た。 は 規定の大部分はドイツ法にかなり忠実に倣っている。 た諸会社は、商法典に規定された分類に合致しないものが多か ストリア法も、 が認められる。一八五○年から六○年にかけて適用されたオ 方から成立する会社、そして株式会社に相当するもの、 すでに、一八四○年法律第一八号が規定している会社形態 したがって、一八五七年当時ハンガリー国内に実在してい 無限責任社員から構成される会社、有限・無限責任社員双 一八六七年以来、商事会社の再編成もしくは新設が国内外 ハンガリー法と内容的に変わるものではなかっ の三つ

(一条) とほぼ同じ内容である。 類が列挙されている(同条二項)、 をいう」(二三三条一項)。信用組合、 員がなく、組合員の信用、 まず、定義として「本法に定める協同組合とは、 年協同組合法(Genossenschaftsgesctz)が参考にされている。 生産組合、 るべく、協同の営業目的ないし相互性に基づいて成立したもの れている。ここではドイツや、とくにオーストリアの一八六九 いて日増しに普及してきている」協同組合も会社として規定さ さらに「いたるところで飛躍的発達を遂げ、 消費組合、住宅建設組合、 営利、経済行為における要請に応え オ 原料購買・貯蔵もしくは 相互保険組合といった種 ーストリア協同組合法 ハンガリー 組合員数に定 に

えば、 協同組合の形態が普及したのは二重君主国時代であっ 一八六七年当時、二二の時刻の信用組合があったことが

奨励された傾向がある。 対抗策として、この形態が好ましいとされ、とくに政策的にも対抗策として、この形態が好ましいとされ、とくに政策的にも一に達するのである。巨大資本や外国資本に対する中小企業の充実が図られた中で、一九一三年における信用組合数は三一九確認されている。和協以降の経済政策の一環として金融機関の確認されている。

先に引用した文言と一見して矛盾するかもしれないが、商法制定当時、協同組合形態がすでに高度に発達していたわけではお定当時、協同組合形態がすでに高度に発達していたわけでは制定当時、協同組合形態がすでに高度に発達していたわけではまである。このことは、組合の設立が極めて自由であったことである。このことは、組合の設立が極めて自由であったことである。

組合員の責任についても、ハンガリー法独自の考慮がみられ組合員の責任についても、ハンガリー法独自の考慮がみられる。即ち、組合員有限責任を認める場合も、持分の限度を超える。即ち、組合員有限責任を認める場合も、持分の限度を超える。即ち、組合員有限責任を認める場合も、持分の限度を超える。即ち、組合員の責任についても、ハンガリー法独自の考慮がみられ

商法典の第七章四五三から五一四条は保険営業について規定ではならなかった」のである。このため、適切な立法が怠られた。しかし、「今日、経済上の諸制度のなかでも保険制であった。しかし、「今日、経済上の諸制度のなかでも保険制であった。

解釈と裁判実務にゆだねられることが多かったからである。も二重君主国のもとでは行われなかった。むしろこの分野では、一八七五年の立法以降、保険契約に関する立法は、少なくと

案である。

5 海商法立法化の試み

協定が取り結ばれるようになる。これらの諸協定に基づいて、和協以降、海上交通、関税、貿易に関して両国間では繰り返し海上交通に関する両国間の取り決めは数多く見受けられるが、立法の留保がなされていたからである。すでに一八六七年から立法の留保がなされていたからである。すでに一八六七年からア政府と合意しながら取り決めることが望ましいとされ、特別ア政府と合意しながら取り決めることが望ましいとされ、特別のは、関税及び通商同盟の意向に沿いつつ、政府はオーストリのは、関税及び通商同盟の意向に沿いつつ、政府はオーストリのは、関税及び通商同盟の意向に沿いて、

ころ実現されずに終わる。 大戦を経て棚上げにされていた海商法立法化の試みは結局のと 四年にはハンガリー草案が提出されるにいたるが、第一次世界 初めは専らオーストリア側から海商法草案が提出され、一八九

6

育一こ、筍去こちってはぎ々乗り又してもなり、早祭り菊りらかになったことをまとめておきたい。 一九世紀後半のハンガリー商法典編纂活動の検討を通して明

ず ことの難しさを物語っている。 リア法の廃止と独自の立法化の試みとして実現されている。そ 正当化しようとするハンガリー側の意図を認めることができる。 君主国体制のもと、 易に統一立法化が実現したことである。一八六七年以降の二重 引活動の場で統一化への要請が極めて強かったため、比較的容 この意図は、 その背景には、 こで議論の中心となったのは、どの程度ハンガリーはオー に説明されうるのか、という点にこだわりがみられている。(38) オーストリアと同じ君主を戴くことをよしとする人々とを問わ 分野の立法過程は、 アから独立しているのかを明確にしようとすることであり、 第一に、 オーストリアとハンガリーの両国の関係が法的にどのよう 民法典編纂が難渋したことは、 商法にあっては度々繰り返したとおり、 法制度においては、 可能な限り独立国家として自由な主権の行使を あくまで完全独立を目指すコッシュート派、 和協以降の商法典編纂ないし関 従来適用されていたオース 独自の法制度を創設する 実際の商取 スト そ

られたからである。民法編纂の気運も商法典成立によって鼓舞が実現したことは、将来の民法典の成立を約束するものと考え的価値と無関係に成立したわけでは決してない。商法典の統一

300

されている。

なかったのではないか。ハンガリーの経済成長なくして商事法部門の法整備も考えられたンガリーの経済成長なくして商事法部門の法整備も考えられさせたといっても過言ではないことである。この時期における第二に、経済共同体としての二重君主国体制が法典化を実現

礎とする体制の政治的不安定を示唆している。いままとなった統一海商法草案もある。このことは、和協を基間の協定という高度に政治的な趣旨が加えられて陽の目を見な手法のように国際的な立法が可能になった例もある一方、両国利協にもとづく立法活動の成果自体はさまざまである。小切

文化の連続性を強調しようとする見解である。および当時に支配的であった法思想に注目しながら、自国の法典編纂期に成立し、第二次世界大戦以前まで適用された法制度、という見解との関連で一言のべておきたい。一九世紀後半の法という見解との関連で一言のべておきたい。一九世紀後半の法

とも大切にちがいない。 るよりも、自国の法の歴史に根ざしていることを自覚できるこのよりも、自国の法の歴史に根ざしていることを自覚できるこ用いられる法原則や概念が全く馴染みのないよそもの扱いされ行法として適用され続ける実例もある。また、新しい法制度にたとかに、一八七五年商法のように社会主義体制前の法が現たしかに、一八七五年商法のように社会主義体制前の法が現

ようにみえる。

かといって、

, って、商法典の編纂がハンガリーの民族こうした動きのなかで例外的であるかの

からといって、

短絡的に過去へ回帰してしまおうとするよ

ならないと考えるからである。もって東欧の法史に影響を及ぼしていることを同時に忘れては義法の支配した五○年もの年月は、単に片付けられない重みをうな懐古主義に陥ることだけは避けられねばならない。社会主

- (1)「東欧」という概念は、伊藤孝之他編『東欧を知る事ととする。 という概念は、伊藤孝之他編『東欧を知るの事にの別というに、東欧」は、地理的な意味でのヨーロである。本稿でいう〔東欧」は、地理的な意味でのヨーローのある。本稿でいう〔東欧」は、地理的な意味でのヨーローである。 ととする。
- (≈) »Jahrbuch für Ostrecht« 1989.
- はじめ、厳罰を以て対処されている。 命の鎮圧は、革命の指導者となった一三人の将軍の処刑を(3) ハプスブルク=オーストリアによるハンガリー独立革
- ュルゲン(Siebenbūrgen)の名で呼ばれている。 ー語ではエルデリ(Erdély)、ドイツ語ではズィーペンビから第一次世界大戦までオーストリア領であり、ハンガリ(4) 現在ではルーマニアの中、北部の地方名、一六九一年
- (10) Zlinszky, Jónos: Ungarn, 3513. In: Coing (Hg.). Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte III/3. München. 1982, 3512 f.
- (6) Zlinszky. a. a. o. S. 3512
- (~) Hanák, Péter ; (Die Geschichte Ungarns (Budap

- L. 1988. S. 107 I.
- (&) Mádl, Fercnc: Closing Address. p. 202, In: Institut for Legal and Administrative Sciences of the Hungarian Academy of Sciences; »Questions of Civil Law Codification, Budapest. 1990.
- (9) Mádl, Ferenc; Kodifikation des ungarischen Privat und Handelsrechts im Zeitalter des Duarismus. S. 117 In: Csizmadis-Kovács (Hg.): »Die Entwicklung des Zivilrechts in Mitteleuropa«, Budapest. 1970.
- Zlinszky. a. a. o. S. 3514

10

- (二) Zlinszky, Ungarn, S. 2157 In: Coing, a. a. o. II/2(二) Ders. S. 3517 In: Coing, a. a. o. III/3.
- に鑑みて「和協」の訳語を採用した。 に鑑みて「和協」の訳語を採用した。 に鑑みて「和協」の訳語を採用した。 に鑑みて「和協」の記述を知る事典』平凡 があるが、本稿では本協定が当時のオーストリアと がからるが、本稿では本協定が当時のオーストリアと がとしては、「和協」(Bogdin, E. 〉 Histoire des があるが、本稿では本協定が当時のオーストリアと がいがガリー間で一応の和議ないし和解の役割を果たした点 に鑑みて「和協」の訳語を採用した。
- (\(\mathbb{T}\)) Gesetz vom 24. Dezember 1867 : RGBl. 1868/2
- れる。(『東欧を知る事典』アウスグライヒの項参照)え、スラヴ系民族の不満増大を招いた点が批判の対象とさざまである。政治面では過渡的な妥協策でしかなかったう(5) 当時から今日にいたるまで、和協に対する評価はさま

20

RGBl. 1868/4

- 16 Komlos. John ; »Die Habsburgermonarchie
- 17 Zollunion Wien. 1986; S. 5. Zlinszky, a. a. O, S. 3517
- 18 Ders., a. a. O, S. 3517

19

商法典成立と同年には、ドイツ法とオーストリア法の

- u. a.; Das Ungarische Handelsgesetz : Budapest, 1875 以下、注で用いる場合は「ハンガリー商法典」と称する。 参照条文を付したドイツ語版も発行されている。Herich
- 23 22 21 Zlinszky, a. a. O, S. 3520; Mádl, a. a. O. S. 118 Mádl; a. a. O. S. 118 ハンガリー商法典、X VII
- 25 24 gyezés után. S. 21 In ; Pach Zsigmmond Pál ; Magyar Katus, Lászlo; A tökés gazdaságfejlődése a Zlinszky, a. a. O. S. 3520

ország története 1848-1890, S. 913 f.

- 26 Ders. S. 370
- ハンガリー商法典、X VI
- 28 27 下の条文は定款記載事項をさだめているが、 二二四条には、定款の作成と設立登記を義務付け、

ほかに設立に

以

29 ハンガリー商法典、X VIII

当って具体的な制限事項はみあたらない。

- 30 注 (8) 参照。
- 31 号 (1867. X II. Tv.) 五八条参照。 第六条八項 (RGBl. 1868 Nr. 2); ハンガリー法律第一二 オーストリアにおける一八六七年一二月二四日制定法

この点につき、当時オーストリアでサミュエル

11 グリ

- よる論争の中で、時折言及されている。 ーツナー(Eriedrich Tezner)とハンガリーの法学者に 誌』(通称グリュンフット雑誌)には、フリードリヒ=テ ュンフット(Samuel Grünhut)が発刊した『公法私法雑
- (一橋大学大学院博士課程)